

# 処 分 基 準

基準の名称	船舶の係留場所の指定又は変更命令基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
徳島県港湾施設管理条例	第5条 第2項	船舶の係留場所の指定又は変更命令
基 準 の 内 容		
<p>次の基準に該当する場合には船舶の係留場所の指定又は変更命令を行う。</p> <p>(1) 係留施設の改良又は用途廃止に伴い、港湾工事等に支障をきたすと認めるとき。</p> <p>(2) その他知事が必要と認めるとき</p>		